

福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金

二酸化炭素（CO₂）の見える化で 「コスト削減」と「企業価値の向上」

二酸化炭素（CO₂）の排出量を見える化するシステムの利用料とコンサルタント料を

最大25万円補助



◇コスト削減

見える化して省エネ対策を実施し、コストを削減

◇企業価値の向上

国際基準に基づいた脱炭素の取組を行い、社会的な信頼感
や好感度を向上し、売上・受注増加につなげる

○ 導入コストシミュレーション

«補助なし»

例) システムの年間利用料 15万円/年間

コンサルタント 50万円/契約

合計 65万円

«補助あり»

1年分のシステム利用料とコンサル料を最大25万円補助 ⇒ 40万円で導入可能

○ 導入した事業者の声

- ・自社の二酸化炭素の排出量が簡単に見える化でき、現状を知ることができた
- ・二酸化炭素の排出量の現状を知り、コンサルタントの支援を受けて削減計画を作成できた



二酸化炭素の排出量管理システムとは

国際基準に基づいて、スコープ1およびスコープ2またはスコープ1、スコープ2およびスコープ3の二酸化炭素排出量を算定できます



詳しい補助条件は裏ページへ☞

中小企業・小規模事業者向け支援策のご案内

福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金

市内中小事業者等の温室効果ガスの排出抑制と企業価値の向上による競争力強化につなげることを目的として、事業者が二酸化炭素排出量管理システムを導入する費用等の一部を補助します。

申請期間：2024年（令和6年）12月20日（金）から2026年（令和8年）1月31日（土）
※予算の上限に達した場合は受付を終了します。

実績報告期間：2026年（令和8年）2月1日（日）から2026年（令和8年）2月19日（木）まで

補助対象期間：利用開始日（※）から2026年（令和8年）3月31日（月）まで

ただし、2026年（令和8年）2月19日（木）までに支払が完了し、実績報告を提出できるものが対象（1年分の利用料が限度）
(※) 補助金の交付決定日以降に契約し、利用を開始してください。

申請方法：電子申請または郵送

補助対象経費	●二酸化炭素排出量管理システムの利用料 ●排出削減対策提案等に係るコンサルタント料※ ※コンサルタントのみは対象外
補助金額	(二酸化炭素排出量管理システムの利用料+コンサルタント料) × 2 / 3 ※税抜き ※千円未満切捨て
補助上限額	25万円
補助対象者	・市内に事業所を有する中小事業者等であること ・市内の事業所の二酸化炭素排出量を算定すること ・交付決定日以降に二酸化炭素排出量管理システムを導入し、1年以上継続して利用すること ・市税を滞納していないこと ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等ではないこと

対象となる二酸化炭素排出管理システムおよびコンサルティング

二酸化炭素（CO ₂ ） 排出量管理システム	GHGプロトコルに適合し、スコープ1およびスコープ2またはスコープ1、スコープ2 およびスコープ3の二酸化炭素排出量を算定するシステム
排出削減対策提案等に 係るコンサルティング	二酸化炭素排出量管理システムで数値化された二酸化炭素 排出量を基に、排出量削減に向けた対策提案や計画策定・実行支援などを行う コンサルティング

福山市経済環境局 環境部 環境総務課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 TEL084-928-1071

